

感染拡大予防対策に取り組みながら事業を継続する店舗を応援！

～ 新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金 ～



補助金の概要

対象となる事業者

- 飲食店
 - 宿泊施設
 - 観光関係(旅行業、運輸業、お土産製造・販売など)
 - 緊急事態宣言が発動されたこと等に伴い売上が急減した接客を伴う営業店舗(生活衛生業、製造業、小売業、サービス業など)
- 「売上が急減した」とは、前年同月比おおむね3割以上減少していることとし、事業開始から1年以内の場合は、収支計画書に対しておおむね3割減少していることとします。

補助率

9/10

上限額

1事業者につき 20万円

- 下限額なし
- 複数店舗を有する事業者の場合 40万円
- 補助金の利用は1事業者につき1回まで

衛生用品のみの購入もOK!
(10万円まで)

補助の対象となる経費

区分	例
衛生用品購入費	衛生用品(マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、消毒液、手洗い用洗剤等)
物品、機器購入費	仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、シート、フィルム 非接触型体温計、キャッシュレス決済導入費
設置・改修費	パーテーション設置、換気設備の設置(点検・クリーニング含む)、手洗い場設置
その他施設の感染予防対策に必要と認められる経費	

対象は令和2年4月1日以降に支払った経費とし、すでに行われた取組にもご利用いただけます。

手続きの方法

補助金に関する詳しい情報、様式のダウンロードや電子申請はこちら>>
<https://www.pref.tottori.lg.jp/291965.htm>



申請書類

申請者	提出物①	提出物②	提出物③
● 飲食店・宿泊施設	<input type="checkbox"/> 申請書	<input type="checkbox"/> 営業許可証の写し	—
● 観光関係施設	<input type="checkbox"/> 申請書	<input type="checkbox"/> 事業の内容を確認できる書類 (定款、チラシ等)	—
● その他事業者	<input type="checkbox"/> 申請書		<input type="checkbox"/> 前年の月別売上が確認できる書類

売上の減少状況を確認します

申請方法・提出先

● 郵送の場合

必要書類を以下の宛先へお送りください。

〒680-8570
鳥取市東町一丁目220
県庁くらしの安心推進課

ご相談や申請書の提出は、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センターでも受け付けています。

● 電子申請の場合

鳥取県ホームページ(とりネット)に掲載しているリンクから「とっとり電子申請サービス」のwebページに移動し、必要事項を記入、添付書類を添付して申請してください。

問合せ先

コロナに打ち克つ! 経済対策予算ワンストップ相談窓口
(鳥取県くらしの安心推進課内)

☎0857-26-7989

電子メール kurashi-soudan@pref.tottori.lg.jp



新型コロナウイルス
感染予防対策
協賛店募集中!

詳しくはこちら➡

